平成３０年（フ）第５５３号
福岡県大野城市下大利３丁目８番42号　プレジール下大利105号
債務者　小田　静輝
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５７９号
福岡市博多区那珂３丁目21番24―204号
債務者　上地　雅弥
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５９３号
福岡市中央区平和３丁目20番23―502号
債務者　森冨　史大
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６６５号
福岡県宗像市日の里４丁目22番地６　コンフォート12　102号
債務者　竹下　順子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６８８号
福岡市南区弥永団地11番202号
債務者　野中　利恵
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７０７号
福岡県宗像市栄町１番地５　ふかがわビル405号
債務者　坂本　典亮
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４５号
富山市婦中町蔵島1098番地
債務者　奥村　差千
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４３号
徳島県徳島市国府町日開74番地の２　榎本マンション307号室
債務者　手川亜希子（旧姓齋）
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７９号
徳島県徳島市寺島本町東２丁目25番地　リヴァフィールド207号、旧住所徳島県徳島市山城西３丁目28番地　カーサ山城310号室
債務者　那須　幸輝
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６号
愛媛県宇和島市弁天町１丁目５番19号
債務者　植村　友子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成３０年（フ）第２７号
福岡県直方市大字上境1456番地１
債務者　松尾　　崇
1　決定年月日時　平成30年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第２８号
福岡県直方市大字上境1456番地１
債務者　松尾　卓二
1　決定年月日時　平成30年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第７３号
福岡県久留米市荒木町白口1957番地１
債務者　森　　明子（旧姓野々下）
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１０２号
沖縄県中頭郡西原町字内間411番地の２（県営内間団地９棟203号）
債務者　米須　杏奈（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１７６号
岐阜市青柳町１丁目21番地（高橋アパート203号室）
債務者　櫻井　**牟**美
1　決定年月日時　平成30年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１２号
宮城県栗原市若柳字川南道伝前27番地17　エクセレントⅠ　203号室、従前の住所岩手県一関市花泉町花泉字伊勢沢14番地４　雇用促進住宅花泉西宿舎２号棟201号
債務者　今野　　繁
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係